

第1部 決算書類（会計）

〔1〕 決算書類の基礎

会社が作成する決算書には、次のようなものがあります。

株主総会提出用

大蔵省・証券取引所提出用

税務署提出用

監督官庁提出用

については商法が、については証券取引法が、については法人税が、については監督のための業界法があり、それぞれそれらの規定に従う必要があります。

(1) 商法計算書類規則

株主に対して報告する計算書類の様式、記載内容を定めているのが、「株式会社の貸借対照表、損益計算書及び付属明細書に関する規則」です。株式会社、有限会社であれば、大小を問わず、全ての会社が、この規則に従う必要があります。

(2) 財務諸表規則

財務諸表規則は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の略称です。証券取引法に基づいて、有価証券届出書、有価証券報告書を大蔵大臣に提出する場合に、これに記載される財務諸表の用語、様式及び作成方法を定めています。

〔2〕 会計の基礎

現在の会計取引は、複式簿記を採用していますので、必ず、「借方」と「貸方」が、バランスするように、取引処理を作成します。年間取引の合計をしますと、試算表(貸借対照表 損益計算書)が作成できます。試算表の表示形式には「勘定式」と「報告式」があります。

貸借対照表はバランスシートといいます。バランスシートのスタイルをみてください。下部の資本金、剰余金が多ければ安定しますし、欠損(赤字)が出たり利益が少なければ不安定となります。負債をできるだけ少なくしておいたり、手持ちの商品や原材料などは、なるべく減らして身軽にしておいた方が激動する景気に対処できます。貸借対照表は、会社の財務内容を表します。貸借勘定科目は、実態金額のある科目で期末残高は翌年度の開始残高として繰越されていきます。前期繰越利益で剰余金の確認ができます。

(借方) 貸 借 対 照 表 (貸方)

<p>【流動資産】 現金、預金、商品、原材料 受取手形、売掛金</p> <p>【固定資産】 建物、土地、備品 機械装置、車両運搬具</p>	<p>【負債の部】 借入金、未払い金 支払手形、買掛金</p> <p>【資本の部】 資本金、法定準備金</p> <p>【剰余金】 未処分利益（繰越利益）</p>
---	---

損益計算書のことをインカム・ステイツメントといいます。営業の売上額と他の収益額を会社の営業活動のために発生したすべての原価と、支払いをした給与などの経費に対応させた報告書です。その結果が1年間の(純利益)(純損失)となるのです。

(費用) 損 計 算 書 (収益)

<p>【売上原価】 仕入高、製造原価</p> <p>【販売費・一般管理費】 給与手当、事務消耗品 旅費交通費、水道光熱費</p> <p>【営業外費用】 支払利息割引料</p> <p>【特別損失】 固定資産売却損</p> <p>【当期利益】 当期純利益、法人税</p>	<p>【売上高】 売上高 手数料収入 金融収益（金融機関） 診療報酬（医療法人）</p> <p>【営業外収益】 受取利息、受取配当金 有価証券売却益</p> <p>【特別損失】 固定資産売却益 貸倒引当金戻入益</p>
--	--